

門司港地域複合公共施設整備事業の経緯と今後について

門司港地域複合公共施設整備事業、及び建設予定地において出土した旧門司駅舎跡関連遺構の発掘調査のこれまでの経緯と今後の進め方について説明するもの。

1 これまでの経緯

1-1. 門司港地域複合公共施設整備事業

事業概要(目的)

更新時期を迎えている門司港地域内に点在する区役所、港湾庁舎、図書館、市民会館、生涯学習センターを長寿命化で一時的な延命を図るのではなく、門司港駅に隣接した箇所に集約建替を前提とし、施設保有量の削減、施設整備費及び管理運営コストの縮減を図ることを目的に、公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトに位置付け実施しているもの。

集約対象施設

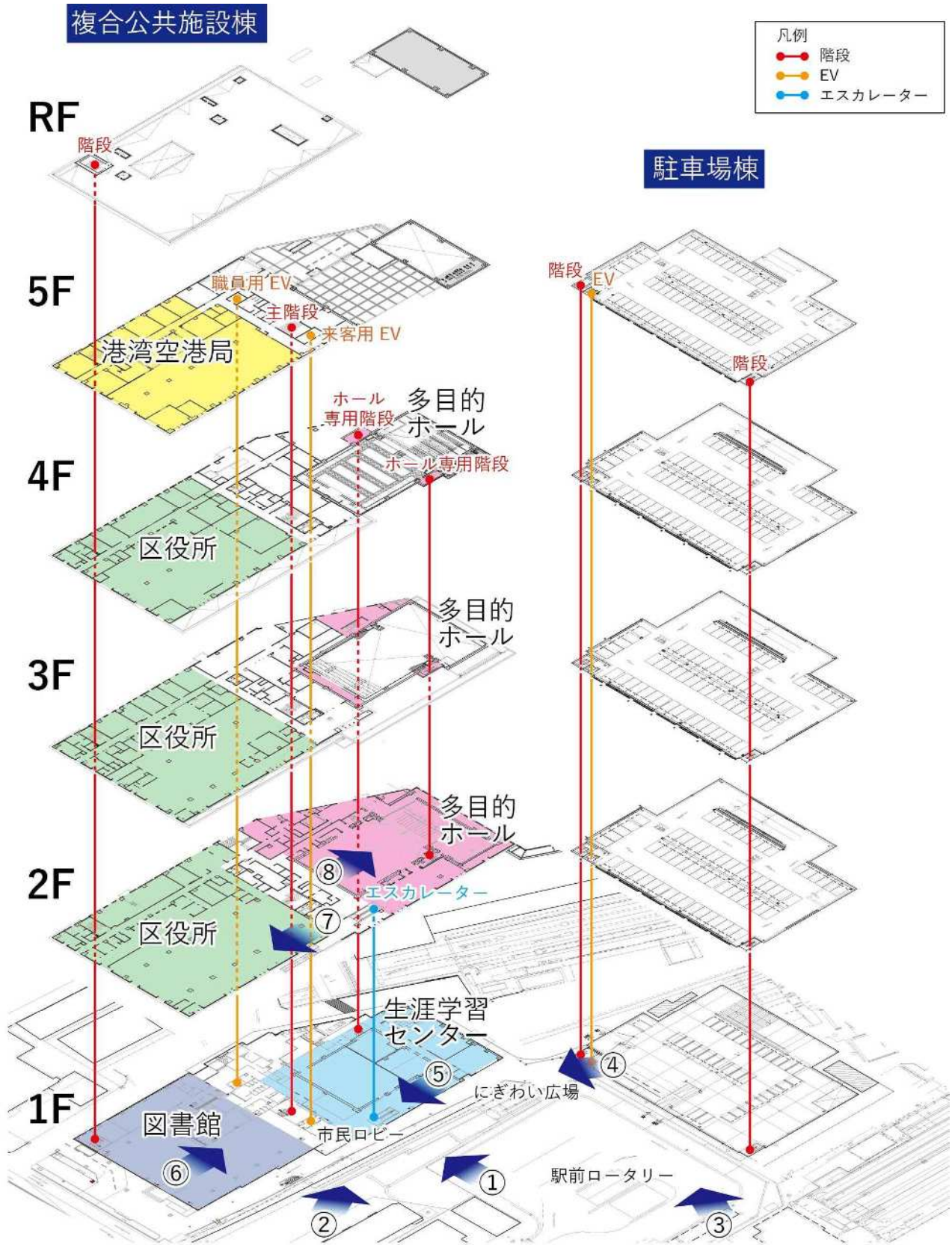


集約後の配置計画【アクセス性、利便性、回遊性の向上】





(図) 完成イメージパース



(図) 平面計画図

1-2. 門司港地域複合公共施設整備予定地での発掘調査等これまでの経緯

| | |
|------------------|---|
| R5年3月 | JR九州より土地の引き渡しを受け、試掘調査を実施 ⇒ <u>旧門司駅舎跡関連遺構の一部が確認され、発掘調査が必要と判断</u> |
| R5年5月 | 埋蔵文化財包蔵地の届出（北九州市⇒福岡県） ⇒ <u>埋蔵文化財包蔵地に指定</u> |
| R5年6月議会 | 埋蔵文化財発掘調査費用をR5年度当初予算に計上 |
| R5年9月 ～R5年11月 | 埋蔵文化財発掘調査を実施 ⇒ <u>旧門司駅舎関連遺構が出土</u> ※一般向け現地説明会を開催 |
| R5年10月 ～R6年1月 | <u>遺構の取扱いと施設整備の在り方について様々な視点から検討</u> ・建設用地：市民アンケートや敷地の規模・形状、利便性、まちづくりといった視点からの市民との意見交換を重ね、決定したものであり、他に建設予定地を見出すことは困難 ・設計変更：遺構と建物の基礎部分の位置関係から考えると、仮に現地に一部遺構を残す場合、抜本的な設計の見直しが不可避となることから、遺構を現地保存することは困難 ⇒開発（複合公共施設整備）と保存（鉄道遺構）の共存の可能性を検討 |
| R6年1月25日 | <u>「遺構の一部移築方針」を公表</u> ⇒遺構を記録保存するとともに、土木技術が伺える一部を移築保存することと判断し、令和6年2月議会において、遺構の一部移築費用を令和5年度補正予算案として提出することを公表 |
| R6年2月議会 | 「遺構の一部移築費用」をR5年度補正予算案として提出 ⇒ <u>一部移築費用の予算案を除いた原案が修正可決された</u> 【修正案の提案理由（抜粋）】 重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状を鑑み、市民や議会への説明責任を果たしたうえで、発掘調査を行っていない部分のうち重要な箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と厳密な記録保存を行うとともに、速やかに、複合公共施設の計画を進めるべきと考えられる。 |

○発掘調査の成果

- ・ 明治24年に門司駅が開業した時代の機関車庫や、駅舎外構の石垣の一部を発見
- ・ 機関車庫は、築港の埋め立て作業と並行して建設されており、土地の岩盤部分と低地部分で異なる構造の基礎が使用されるなど、当時の土木技術の工夫を示すもの

○記録保存調査について

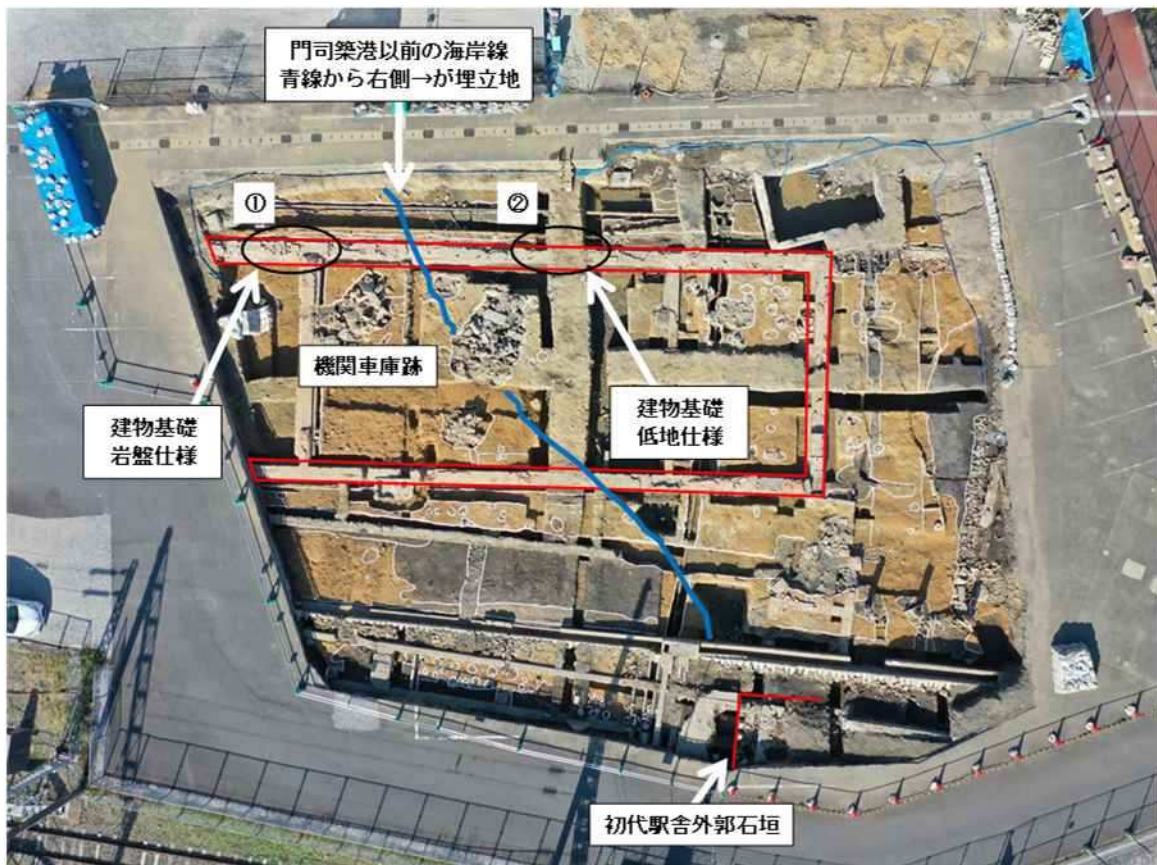
- ・ 遺跡を現状のまま保存できない場合に、発掘調査を行って遺跡の記録を残すものであり、今回の調査では遺構の3D計測を行うなど、丁寧に調査を行っている
- ・ 今後、追加の発掘調査を行う場合も、同様の調査を行う予定

【土木の歴史を顕著に表す部分】

①岩盤部分



②低地部分



（図）発掘調査における旧門司駅舎関連遺構の出土状況

2 遺構の追加発掘調査及び記録保存について

【追加発掘調査の範囲と調査方法、その考え方】

- 市の担当部局において、既発掘調査で出土している遺構の位置と、明治時代の門司駅構内図に示されている駅舎関連建造物の位置を重ねたうえで、遺構の存在が確認される可能性のある範囲について試掘を行う。
- 試掘した結果、遺構の存在が確認された場合には、市の担当部局が調査範囲を定め、県に通知したうえで、記録保存のための追加の発掘調査を実施する。その結果を記録保存する。



(図) 旧門司駅舎跡関連遺構の追加調査範囲の考え方

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|----------|--|
| 令和6年4月～ | ・追加発掘調査範囲を確定するための試掘作業に着手 |
| 令和6年5月 | ・追加発掘調査範囲及び費用の確定 |
| 令和6年6月議会 | ・追加発掘調査等の補正予算案を提出 |
| 令和6年7月～ | ・追加発掘調査に着手 ⇒記録保存のための追加発掘調査が終了した後、 可能な限り速やかに事業に着工 |